

民有林補助治山事業の範囲について

昭和48年11月27日 48林野治第2235号
 最終改正 平成28年4月1日 27林整治第2641号
 林野庁長官より都道府県知事あて

民有林補助治山事業の範囲の基準を別紙1のとおり定めたので、その取扱いにあたっては遺憾のないようにされたい。

民有林補助治山事業採択基準

(別紙1)

区 分	採 択 基 準
治山事業 治山激甚災害 対策特別緊急 治 山 等 激 甚 災 害 対 策 特 別	1 対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村（当該被害が複数の市町村にわたる場合は、主たる被害を受けた市町村。以下同じ。）の高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業（災害関連緊急治山等事業実施要領（昭和62年5月20日付け62林野治第1674号林野庁長官通知）第2の1に規定する事業をいう。以下同じ。）が実施されたもの。 (1) ア 全壊（流失を含む。以下同じ。）家屋数がおおむね50戸以上であるもの イ 全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上 ウ 浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの (2) ア 全壊家屋数が25戸以上であるもの イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの ウ 浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの 2 1の対象地区において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを採択する。 (1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの（治山事業のみを施行する場合にあつては、地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。） (2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの ア 人家10戸以上 イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等 ウ 農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

緊急

火山治山激甚
災害対策特別
緊急

1 対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村の高齢世帯の率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業に係る全体事業費がおおむね30億円以上であり、かつ、災害発生初年度に災害関連緊急治山事業が実施されたもの。

- (1) ア 全壊家屋数がおおむね50戸以上であるもの
 - イ 全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上
 - ウ 浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの
- (2) ア 全壊家屋数が25戸以上であるもの
 - イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
 - ウ 浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの

2 1の対象地区において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを採択する。

- (1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの（地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。）
- (2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ア 人家10戸以上
 - イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等
 - ウ 農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

地すべり激甚
災害対策特別
緊急

1 対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村の高齢世帯の率が全国平均の率の1.5倍以上である場合には、(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の地すべり等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害の発生を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、災害発生初年度に災害関連緊急地すべり防止事業（災害関連緊急治山等事業実施要領第2の2に規定する事業をいう。）が実施されたもの。

- (1) ア 全壊家屋数がおおむね50戸以上であるもの
 - イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数がおおむね50戸以上であるもの
 - ウ 浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの
- (2) ア 全壊家屋数が25戸以上であるもの
 - イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
 - ウ 浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの

復旧治山

2 1の対象地区において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを採択する。

- (1) 地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの
- (2) 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（1級又は2級河川）に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの
- (3) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ア 人家10戸以上
 - イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等
 - ウ 農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの、活断層周辺や沿岸部の山地における崩壊地で地震・津波により著しい被害を与えるおそれがあるもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの並びに里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて、これら施設と一体的な水土保持効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備を実施するもの（以下この別紙1において「里山等保安林機能強化対策」という。）、又はこれらの条件を満たし、低コスト工法や流域生態系保全に資する新工法等の定着、普及を図り、効果的・効率的な治山対策の推進に資するもので次の1から3のいずれかに該当するもの、（ただし、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4及び5の条件を満たすもの。）

なお、被害を与えるおそれのある場合において、山腹、溪流の傾斜、不安定土砂の量、土質、植生の状況、保全対象との位置関係等現地の状況から、当面の安全性は確保されており、降雨後、地震後などに不安定土砂量の増加、保全対象との位置関係の変化等危険性が増加していないかを点検することにより事業着手を見送ることが可能と判断される場合は除く。

- 1 1級河川上流
- 2 2級河川上流
- 3 その他の河川又は地区で、次の(1)に該当するものを優先的に実施するものとし、(2)から(5)までのいずれかに該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）
 - (1) 既実施の災害関連緊急治山事業と同一の区域内で一体的に実施する必要があるもの
 - (2) 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
 - (3) 主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）、港湾等をいう。以下同じ。）の保護
 - (4) 農地（10ha以上のもの（農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが

	<p>農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを 含む。)に限る。海岸防災林又は防風林に係る「防災林 造成」の場合を除き、以下同じ。)、ため池(貯水量3 万m³以上のものに限る。以下同じ。)、用排水施設 (関係面積100ha以上のものに限る。以下同じ。)、漁 場(受益戸数20以上のものに限る。)等の保護 (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一 連の避難経路等の保護</p> <p>4 崩壊地の復旧整備等に必要な治山施設の効果区域内に存 する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持 機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土 砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれ があるもの</p> <p>5 市街地又は集落(人家等10戸以上)を保護するもの(人 家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施 設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当す ると認められるものを含む。) (工事規模) 1 施行箇所の事業費(括弧書きは里山等保 安林機能強化対策を行う場合の事業費) 全体計画 7,000万円以上(8,000万円以 上)</p>
<p>緊急予防治山</p>	<p>地域における減災に関する取組と併せて行う水源^{かん}及び 山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊 等の予防(治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上 げ・増厚・流木防止機能の付加等機能の強化に係るもの、同 一計画区域内の治山施設の新設と併せて既存施設を長寿命化 して継続使用するための施策を実施するもの、里山等保安林 機能強化対策に係るものを含む。)を行うもので、次の1に 該当するものとする(ただし、里山等保安林機能強化対策に ついては、次の1から3までの全ての条件を満たすものとし る。)</p> <p>1 山地災害危険地区に指定されており(ただし、山地災害 危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a 1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」 評価であるものに限る。)、かつ、山地災害危険地区に関 する情報が地域住民に周知されているもの</p> <p>2 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化 し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土 の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ 若しくは発生させるおそれがあるもの</p> <p>3 市街地又は集落(人家等10戸以上)を保護するもの(人 家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施 設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当す ると認められるものを含む。) (工事規模) 1 施行箇所の事業費(括弧書きは里山等保 安林機能強化対策を行う場合の事業費) 年度計画 山腹 800万円以上(1,000万円以 上) 溪間1,500万円以上(1,700万円以 上)</p>
<p>地すべり防止</p>	<p>地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与 え、又は与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公</p>

共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置し難いもので、次の1から3までのいずれかに該当するもの。

- 1 1級河川上流
- 2 2級河川上流
- 3 その他の河川又は地区で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）
 - (1) 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
 - (2) 主要公共施設の保護
 - (3) 農地、ため池、用排水施設等の保護
 - (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護
(工事規模) 1 施行箇所の事業費
全体計画 1億円以上

防災林造成

防災林造成

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等により機能が失われた森林や泥流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待できる森林で、土砂の流出等により下流や後背地に被害を与えるおそれがあり、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいために造成するなだれ防止林、土砂流出防止林、海岸防災林、防風林であって、次の1から4までのいずれかに該当するもの（ただし、火山山麓部において泥流等を下流に安全に誘導するための土塁工の設置や泥流等の流出抑制を図る森林の造成等を実施する場合については1又は2に該当するものに限る。）。

- 1 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
- 2 主要公共施設の保護
- 3 農地（海岸防災林の造成に当たっては林帯延長100mにつき後方2ha以上、防風林の造成に当たっては造成面積の10倍以上）、ため池、用排水施設等の保護
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護
(工事規模) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
 - (1) 1 施行箇所の事業費
年度計画 500万円以上（海岸防災林の機能強化を単独で図る場合にあっては1,000万円以上）
 - (2) 海岸防災林の整備が該当都道府県又は市町村における津波対策に係る整備計画等を踏まえ、概ね5年程度の施設整備計画に基づき造成・整備を一体的に実施する場合は、全体計画3,000万円以上

保安林整備（保安林緊急改良及び保安林買入）

保安林緊急改良

既往の治山事業施行地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化した森林の改良整備及び森林病虫害等防除法（昭和25年法第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類による被害により現況が著しく悪化するおそれのある海岸防災林の維持並びに治山事業施行地以外の保安林で、前記の原因のため破壊され、所期の林況に復旧する必要がある森林の改良整備であって、次の1から4までのいずれかに該当するも

の。

- 1 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
- 2 主要公共施設の保護
- 3 農地、ため池、用排水施設等の保護
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護
（工事規模） 1 施行箇所の事業費
年度計画 400万円以上

保安林買入

次の1の(1)から(3)までの全ての条件を満たすものであって、2の(1)又は(2)の条件のいずれかに適合するもの。

- 1 (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する保安林又はこれらのいずれかの目的と第10号の目的を兼ねて指定されている保安林及びその付帯地
- (2) 買入補助対象を含む一円の保安林の指定面積が50ha以上の規模を有しているもの
- (3) 現に周辺に開発が及ぶ等滅失の危険に直面し、その適正な維持（造成を含む。）のため、買い入れる以外に手段がないと認められる私有のもの
- 2 (1) 生活環境の保全等に資するもの
人口ちゅう密な市街地、集落地に近接しているか、又は工場地域等と人口ちゅう密地域との間に介在する森林で、次のア又はイのいずれかの要件に該当するもの
ア 国土保全等の機能を特に発揮している10ha以上のまとまりを有する箇所
イ 生活環境の保全、形成等の目的を達成するため、林相改良等の機能強化事業を3ha以上の区域にわたり実施する必要がある箇所
- (2) 保健休養の場等に資するもの
人口の多い都市から近距離に位置し、国土保全等の機能を特に発揮しており適正な維持管理を必要とするもので、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
ア 林相、景観が特に優れているか、又は湖沼、溪流等固有の景観と一体となっており、特にその保存が要請される10ha以上のまとまりを有する箇所
イ 入り込み利用者が年間10万人以上あり、特に公的管理を必要とする区域が10ha以上のまとまりを有する箇所
ウ 保健休養等の目的を達成するため林相改良等の機能強化事業を3ha以上の区域にわたり実施する必要がある箇所

水源地域整備

水源森林再生対策

森林法第25条第1項に基づき農林水産大臣の指定する重要流域内の地域であって、次の1から3のいずれかと、4から6の全ての条件を満たすもの。

なお、平成22年度までに事業採択された水源流域広域保全及び水源流域地域保全の継続事業の取扱いについては、本事業により実施する。

- 1 土砂の流入等が著しいダムに係る水源地域であって、森林面積がおおむね3,000ha以上であり、かつ、育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね100ha以上の地域で実施するもの

水
源
地
域
等

保
安
林
整
備
事
業

- 2 給水等の対象人家が100戸以上の集落等に係る水源地域であって、森林面積がおおむね200ha以上であり、かつ育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね50ha以上の地域で実施するもの
- 3 1及び2以外の水源地域であって、森林面積がおおむね1,000ha以上であり、かつ育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね50ha以上の地域で実施するもの
- 4 当該地域の森林面積のおおむね30%以上が森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）であるもの
- 5 当該地域の山地荒廃率が0.5%以上か、又は放置すれば0.5%以上に移行するおそれがあるもの
- 6 全体計画の工事規模が1億5千万円以上のもの

奥地保安林保全緊急対策

奥地水源地域等の保安林において天然現象等によって発生した荒廃地、荒廃森林等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を与え又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもので次の1及び2に該当するもの。

- 1 1級河川又は2級河川上流に位置し、かつ事業対象地域の保安林面積がおおむね50ha以上であること（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては保安林面積がおおむね25ha以上であること）
- 2 年度計画の工事規模が800万円以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては400万円以上のもの）

水源の里保全緊急整備

山村集落周辺の保安林において、天然現象等によって発生した荒廃地、荒廃森林等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を与え又は被害を与えるおそれがある、山村振興法（昭和40年法律第64号）に規定する振興山村の区域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に規定する特定農山村地域又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域のうち、次の1から4までの全てに該当するもの。

- 1 当該地域の保安林面積がおおむね30ha以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、保安林面積がおおむね15ha以上のもの）
- 2 集落（人家5戸以上）、主要公共施設又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの
- 3 全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、750万円以上のもの）
- 4 地域住民等の森林整備等への参画が見込めるもの

保安林整備

保安林改良

（保安林改良）

次の1又は2のいずれかに該当するもの。

- 1 林床植生が消滅し、水源涵養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は濁水を発生させるおそれがあり、複層林の造成を行う必要がある箇所

- 2 過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがある、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの
- (1) 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
 - (2) 主要公共施設の保護
 - (3) 農地、ため池、用排水施設等の保護
 - (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

(複層林型保安林整備推進)

過密化等により水土保持機能が低下した保安林であって、崩壊、若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあり、複層林への誘導・造成に係る一連の事業を計画的に行う必要がある箇所で、次の1から4までのいずれかに該当するもの。

- 1 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
- 2 主要公共施設の保護
- 3 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

(工事規模) 1 施行箇所の事業費

年度計画 200万円以上

保育

次の1から4までのいずれかに該当するもの。

- 1 既往の治山事業施行地であって保育を必要とする箇所
- 2 水源地域整備事業の対象地域（事業の実施済み地域及び予定地域を含む。）に存する機能が低位な保安林（人工林を含む。）であって、水源地域整備事業の実施と関連して一体的な保育を必要とする箇所
- 3 治山施設の効果区域内に存する機能が低位な保安林（人工林を含む。）であって、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所
- 4 水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下した特定保安林であって、表土の流出による濁水・崩壊を発生させ、又は濁水・崩壊を発生させるおそれがあり、次の(1)及び(2)の条件を満たすもの

(1) 特定保安林の対象面積がおおむね50ha以上のもの

(2) 治山事業による保育を必要とする面積がおおむね5ha以上のもの

(工事規模) 1 施行箇所の事業費

年度計画 50万円以上

(流木防止総合対策)

治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするものであり、次の条件を満たすもの。

- 1 次の(1)から(5)までのいずれかの治山事業施行地であって、流木に起因する災害により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。
- (1) 復旧治山事業
 - (2) 緊急予防治山事業
 - (3) 保安林緊急改良事業

- (4) 奥地保安林保全緊急対策事業
- (5) 水源の里保全緊急整備事業
- (6) 保安林改良事業

2 次の(1)から(4)までのうち、今後の降雨等により、流木に起因する災害の発生を未然に防止するために必要な措置を実施するもの

- (1) 流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画（治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定
- (2) 治山施設の設置
- (3) 荒廃森林の整備
- (4) 上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する溪流沿い（上流側は(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域まで、下流側は(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域）に倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）

(火山噴火緊急減災対策)

火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林整備等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するものであり、次の1及び2の条件を満たすもの。

1 次の(1)から(3)までのいずれかの治山事業施行地であって、降灰等を原因として発生する火山泥流等により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。

- (1) 復旧治山事業
- (2) 緊急予防治山事業
- (3) 防災林造成事業

2 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な措置を実施するもの

- (1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定
- (2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
- (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置
- (4) 治山施設の設置
- (5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等

ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度においても(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。

(特定流域総合治山対策)

山地治山タイプ

次の1及び2の条件を満たし、かつ、3から5のいずれかの条件を満たすもの。

1 森林面積がおおむね100ha以上であり、かつ、当該森林のおおむね30%以上が森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林

(保安林の指定が確実なものを含む。)である地域で実施するもの

- 2 国有林野を含む一円の荒廃山地又は荒廃危険地における事業の規模が2億円以上のもの
- 3 1級河川上流
- 4 2級河川上流
- 5 その他の河川又は地区で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
 - (1) 市街地又は集落(人家30戸以上)の保護
 - (2) 主要公共施設の保護
 - (3) 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護

防災林造成タイプ

次の1から4までのいずれかの条件を満たすもの。

- 1 過去になだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所
- 2 風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林で、土砂の流出により下流に被害を与えるおそれがあり、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
 - (1) 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護
 - (2) 主要公共施設の保護
 - (3) 農地、ため池、用排水施設等の保護
- 3 海岸防災林延長100mにつき後方2ha以上の農地又はこれと同等以上の重要性のある保全対象のある箇所
- 4 防風林造成面積の10倍以上の保全対象を有する箇所(工事規模) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
 - (1) 1施行箇所の事業費
年度計画 400万円以上(海岸防災林の機能強化を単独で図る場合にあつては1,000万円以上)
 - (2) 海岸防災林の整備が該当都道府県又は市町村における津波対策に係る整備計画等を踏まえ、概ね5年程度の施設整備計画に基づき造成・整備を一体的に実施する場合は、全体計画3,000万円以上

水源地域整備タイプ

奥地水源地域等の保安林において天然現象等によって発生した荒廃地、荒廃森林等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を与え又は被害を与えるおそれあつて、流域保全上重要なもので次に該当するもの。

1級河川又は2級河川上流に位置し、かつ事業対象地域の保安林面積がおおむね100ha以上であること(離島、奄美群島及び沖縄県にあつては保安林面積がおおむね50ha以上であること)

(工事規模) 1施行箇所の事業費

年度計画 1,100万円以上(離島、奄美群島及び沖縄県にあつては550万円以上)

保安林整備タイプ

次の1から3までのいずれかの条件を満たすもの。

- 1 既往の治山工事施行地であつて、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化し、施設目的が

果たしえられない箇所及び工事施行地以外の保安林で、前記の原因のため破壊され、所期の林況に復旧せしめる必要のある箇所

2 林床植生が消滅し、水源涵養機能^{かん}の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は濁水を発生させるおそれがあり、複層林の造成を行う必要がある箇所

3 過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあり、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1) 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

(2) 主要公共施設の保護

(3) 農地、ため池、用排水施設等の保護

（工事規模） 1 施行箇所の事業費

年度計画 300万円以上

附則 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。